

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 令和2年11月27日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時7分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席委員 （委員長）須藤智子、（副委員長）大野慎治  
（委員）谷平敬子、井上真砂美、榊谷規子  
5 欠席委員 なし  
6 出席議員 梅村均議長、鬼頭博和副議長、水野忠三議員  
7 説明員 行政課長 佐野剛  
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕  
9 委員長あいさつ  
10 議長あいさつ

11 協議事項

（1）11月臨時会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

- ・報告1件、条例の一部改正3件、計4件の付議事件と確認した。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。

③議案精読時間について

- ・10分間と決した。

④その他

- ・11月臨時会開会式の議長及び市長あいさつの後に演壇にて教育長にあいさつをいただくこととした。

（2）12月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

- ・条例の制定1件、条例の一部改正7件、令和2年度補正予算7件、その他2件、計17件の付議事件と確認した。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。
- ・12月18日（金）午前10時に全員協議会開催と確認した。

- ・同日の午後に議会基本条例推進協議会開催と確認した。
- ・公共施設再配置検討協議会は会長と行政課長が開催について相談することとした。
- ・12月定例会初日（12月3日）の本会議散会後に代表者会議開催を確認した。

③一般質問発言順序について

- ・くじにより、次の順序と決した。

12月11日（金）

宮川議員、片岡議員、堀議員、木村議員、関戸議員

12月14日（月）

黒川議員、井上議員、榊谷議員、大野議員、伊藤議員

12月15日（火）

鬼頭議員、谷平議員、須藤議員、水野議員

④請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・陳情4件の提出を確認した。
- ・陳情の送付先を第9号から第11号までを厚生・文教常任委員会へ、陳情第12号を総務・産業建設常任委員会へ送付することに決した。
- ・請願が1件提出予定であることを確認した。

⑤その他

（委員会の録画配信に関する注意事項等（申し合わせ事項）について）

梅村議長：資料に基づき説明

- ・資料のとおり運用していくものと決した。
- ・11月臨時会の委員会審査は、録画しないものと決した。
- ・12月定例会の委員会審査から録画するものと決した。

（12月定例会における服装について）

- ・定例会初日（12月3日）は、市制50周年ジップアップジャケットを着用するものと決した。
- ・定例会の2日目以降のジップアップジャケット着用は、議員個々の判断に委ねることに決した。
- ・定例会初日のジップアップジャケット着用を報道機関へ情報提供することに決した。

（3）コロナ禍における議会对応について

- ・引き続き、傍聴自粛のお願いをすることに決した。
- ・引き続き、傍聴席は間隔を空けて座っていただくよう席の配置に注意する

ものと決した。

- ・引き続き、傍聴の際は感染経路の確定のため、傍聴者の連絡先（①氏名、②住所又は電話番号）を把握するものと決した。
- ・引き続き、手指消毒用の消毒液を設置するものと決した。
- ・引き続き、本会議場の南北扉を開けるものと決した。
- ・引き続き、休憩について、本会議一般質問は1人終わるごとに休憩を取り、委員会においてもこまめに休憩を取ることに決した。
- ・本会議一般質問時や議案質疑の際の発言は、マスク又はフェイスシールドを着用するものと決した。
- ・引き続き、常任委員会開催時は第1委員会室を職員控室として開放するものと決した。
- ・引き続き、議案質疑は簡潔な質問に心掛けるものと決した。

#### （４）その他

##### （３月定例会会期（案）について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・会期については資料（上）のもの（一般質問、常任委員会の順）を採用すると決した。
- ・第5次総合計画に係る議案審査は、特別委員会にて、3月18日及び19日の午後開催と決した。
- ・議会基本条例検証特別委員会は、可能ならば3月定例会会期中に行い、日程的に困難であれば会期終了後に行うことを確認した。

##### （請願提出について）

- ・請願が提出され採択に至った場合（国や県に対し意見書を提出するものは除く。）は、その後の執行機関の処理経過を確認していくことの必要性を確認した。その際は常任委員会における委員長の委員会運営を注意することを確認した。

##### （一般質問通告要旨について）

- ・一般質問の質問者は、議長にその要旨を文書で通告すると会議規則に規定されているが、市の一般事務に当たらない場合など、議会運営委員会へ諮問すべきものがあれば相談したいと議長から意見有り。

##### （請願の審査について）

- ・委員会での請願審査時に請願者（請願代表者）や請願に関わる意見陳述人以外の発言について、請願の提出に関わっていない傍聴者から発言したい旨の申出があった場合も委員長は自由に発言させない旨の委員会運営に努めることを確認した。

(令和3年度予算議会費について)

- ・事務管理費（食糧費）行政視察来庁用飲物について、令和3年度の来庁される行政視察の数を50と見込み予算計上していたが、査定の確認事項を尊重し、視察数を30として予算計上を変更することに決した。

12 その他

特になし。